

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和元年12月9日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時37分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 青 木 一 男 茂 呂 健 市

内 海 まさかず 小久保 かおる 針 谷 育 造

氏 家 晃 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

中 島 克 訓

---

事務局職員 議事課長 癸生川 亘 副主幹 岩崎 和 隆

主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	小保方	昭洋
総務部長	高崎	尚之
危機管理監	福田	栄治
財務部長	榎本	佳和
消防長	石田	栄
総合政策部副部長兼 総合政策課長	増山	昌章
総務部副部長兼総務課長	名淵	正己
シティプロモーション課長	石川	いづみ
蔵の街課長	中田	芳明
スポーツ連携室長	茂呂	一則
職員課長	瀬下	昌宏
危機管理課長	糸井	孝王
財政課長	寺内	秀行
市民税課長	野中	守
消防総務課長	上岡	健司
消防総務課主幹	小川	信幸
消防第1課長	栗田	誠
議事課長	癸生川	亘

令和元年第6回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和元年12月9日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第145号 栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第146号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第147号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第148号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第155号 栃木市新市まちづくり計画の変更について
- 日程第6 議案第156号 栃木県市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第7 議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第145号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第145号 栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（名淵正己君） おはようございます。

本委員会、よろしくお願いたします。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第145号 栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は3ページと4ページ、議案説明書は4ページから7ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の4ページをごらんください。

提案理由であります。市民憲章の制定、変更、または廃止について議会の議決すべき事件として定めるため、栃木市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

また、市民憲章につきましては、地方自治法第96条第1項の議決事件に含まれていないことから制定に当たり議会の議決は必要とはなりません。市、そして市民にとりまして重要な案件でありますことから、法的効果を持った市の意思決定を図るべく同条第2項の規定に基づきまして議会の議決すべき事件に加えさせていただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、6ページ、7ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。現行では定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成方針の策定、変更、または廃止の有無を議会の議決すべき事件として定めておりますが、改正案では条文を号立てにした上でこれを第2号とし、第1号といたしまして市民憲章の制定、変更、または廃止に関することを加えております。

次に、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の3ページをごらんください。済みません。議案書の3ページになります。失礼しました。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、4ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま議案説明書の新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、一番下の附則をごらんください。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第145号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第145号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第146号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） よろしく申し上げます。

ただいまご上程をいただきました議案第146号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は5ページから15ページまで、議案説明書は8ページから25ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書の8ページをごらんください。

提案理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、関係する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります。令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴う関係条例の整備が主なものとなります。詳細につきましては、この後新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、次の10ページ、11ページをごらんください。まず、外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職員の処遇等に関する条例の一部改正につきましては、法の改正に伴い引用条項を改め、字句の整理を行うものです。

次の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、公益的法人等へ派遣できる職員にフルタイムの再任用職員を加えるほか、引用条項を改め、字句の整理を行うものです。

12ページ、13ページをごらんください。栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、任命権者が報告しなければならない職員にフルタイム会計年度職員を加えるものです。

次の栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の休職期間は任期の範囲内とするものです。

次の栃木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員は報酬の支給対象であるため、減給する場合は報酬から行うとするものです。

次の栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましては、第13条の改正は引用条項を改めるものです。

14ページ、15ページをごらんください。第19条は、会計年度任用職員の勤務時間等については任命権者が定めるとする規定を追加するものです。

別表第1につきましては、特別休暇に女性職員に保健指導等に基づく休暇及び妊娠中の女性職員に必要な休息等のための休暇を追加するものです。

次の栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業中の職員の勤勉手当の支給対象及び職務復帰後における号給の調整について、会計年度任用職員を適用除外とする

ほか、字句の整理を行うものです。

16ページから21ページまでの栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴う職務の整理等及び会計年度任用職員に移行する特別職の削除を行うものです。

22、23ページをごらんください。栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めるとするものです。

次の栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、第15条はパートタイム会計年度任用職員の報酬に地域手当に相当する額を加算することを明示するものです。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理について、端数が生じた場合の取り扱いを統一するものです。

第21条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、地方公務員法の改正により成年被後見人、または被保佐人は失職事由に該当しなくなったため、字句の整理を行うものです。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の5ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の6ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明をいたしましたので、15ページにあります附則についてご説明をさせていただきます。この条例は令和2年4月1日から施行いたしたいというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。よろしくお願いいたします。たしか議員研究会でもその場で聞いたのですけれども、処遇をよくするという事は非常にいいことだと思っております、法律上は。ただ、今までの、例えば臨時職員扱いが任期職員に変わって、その分の上昇、率というか金額というか、そういうもののみ見込みと、もう一つはやっぱり人件費削減という大きな枠の中ではそのときも言ったのですけれども、緩やかなソフトランディングみたくなるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺のご見解をお願いします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） まず、ご質問の会計年度任用職員の移行に伴いまして、どの程度給与等の上昇があるのか、報酬の上昇があるのかということですが、一般事務職で1日6時間勤務で週5日勤務の場合ですけれども、現在年収ベースで約140万円でございます。これが制度完成をします

段階では約190万円程度、大体50万円程度の上昇をするものというふうを考えております。これに伴いまして、財政の支出が増減するわけですけれども、こちらにつきましては期末手当の支給率を段階的に引き上げるという手法を持ちまして、財政の急激な負担に関して対応をしまっているということでございます。期末手当につきましては来年度、令和2年度につきましては今の方で20万円程度、3年につきましては30万円程度、その次で制度完成時で31万7,000円程度になるというふうに見込みまして、そういった段階的な導入のほうを考えさせていただいております。

以上となります。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 何かもうちょっと数字でかくなる。それは一人の月の、人数か労働報酬というか、全体の話でよろしいでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） ただいまのは1人という形になります。全体でございますが、全体で申し上げますと、令和元年度、今年と比べまして、来年度は2億800万円程度の増、令和3年度は3億2,600万円、令和4年度で3億9,300万円程度の増という形になります。そこで、先ほどの期末手当の徐々に上げていくというような手法でもって対応させていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） わかりました。そうしますと、先ほど後半に言ったもう一つのほうなのですが、人件費削減という大枠の中に多分あると思うのです。そうすると、その削減の中では計画ですと例えば5年後、10年後でこれだけだということ、当然見直しというふうになると思います。私は何でも削減すればいいということではないので、そこら辺の財政圧縮について人件費上昇についてはどうお考えなのかということをお聞きします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 全体的な人件費の上昇につきましては、まず会計年度任用職員の職務等につきましては、その願いをします業務の内容についてよく精査をいたしまして、委託できるものについては委託等の対応をしていく必要があるとは考えておりますけれども、そのほか人件費全体でやはり職員の人件費のほうが大勢を占めているわけですから、時間外勤務手当の縮小ですとか、そういったことに取り組みまして、また職員数も計画的に削減することによりまして、そういった上昇分を何らかの形で緩和していくと申しますか、対応のほうをしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 要望になるかと思えます。先ほど言いました何でも削減すればいいというものではないのですが、やっぱり栃木市が持続、継続ができるきちっとした人の配置というのですか、それ非常に大事なことだと思えます。これから厳しい状況になると思えますので、そこら辺を先をうんと見ながら執行してもらいたいと思えます。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

○委員（天谷浩明君） はい。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） よろしく願いいたします。

議案説明書の中で16ページで現行と改正案という形で書いてあるところの表のところなのですが、16ページのほうの太字で書いてあるところで外国語指導助手、そして市税等収納員というのが書いてあって、右側の改正案のほうにはそこが入っていないということは、ここの今言った2つに関してはもうやらないというか、なくなるということではないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 左側に書いてある職種でなくなっているものにつきましては、こちらは会計年度任用職員のほうに移行するという形になります。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

○委員（入野登志子君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 今の質問に追っかけて質問いたしますが、そうしますと任用職員のほうに移行する職種というか、職務の種類等については法的な根拠とか、そういうものではなくて、どれでもできるのだよと、こういうふうな読み取り方でよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） これまで会計年度任用職員につきましては、これまでの非常勤特別職ですけれども、こちらについては必ずしも任用要件のほうが厳格化されていなかったのですけれども、今回の法律の改正によりまして、特別職の非常勤職員として任用できる者が指導とか助言、そういったことを主に任務とする、職務とするという内容に限定されましたので、そういった要件に該当しない方で、かつ栃木市として設置が必要な方については会計年度任用職員のほうに移行をしたという形になります。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 任用職員を今後多くするという話が出てきました。1つは職員を減らすということの話が出てきました。その中でやはり専門知識の面で任用職員でもその知識がある方もいらっしゃると思うのですけれども、今後やっぱりサービスの低下を懸念されるのですけれども、

そこら辺のところはどんなふうにかバーをしていくのだからお答えをお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 専門的な知識を必要とする職務への対応でございますけれども、もちろん正規職員といたしましてそういった資格職のほうの採用を計画的にしたいと思っております。そのほか専門的な知識で必ずしも常勤の職員が当たらなくていいものについては、こちらの会計年度任用職員というような形も利用いたしまして、専門的な要望と申しますか、行政需要のほうには対処してまいりたいと思っております。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 私の要望なのですけれども、サービス低下にならないようお願いしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

○副委員長（福富善明君） はい。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第146号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第146号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、議案第147号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） ただいまご上程をいただきました議案第147号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

す。

議案書は16ページから18ページまで、議案説明書は26ページから29ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書の26ページをごらんください。

提案理由であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります。第1条関係は期末手当について、本年12月期の支給割合を100分の5引き上げるものであります。

第2条関係は、期末手当について、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等にすることでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、次の28ページ、29ページをごらんください。まず、改正条例第1条関係につきましては、本年12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の172.5に改めるものであります。

次に、改正条例第2条関係につきましては、来年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の170に改めるものであります。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の16ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の17ページをごらんください。改正文であります。内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明をいたします。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行いたしたいというものであります。第2項につきましては、第1条の規定は本年4月1日にさかのぼって適用するというものであります。第3項につきましては、改正条例の公布前に支給した期末手当は内払いとみなすというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、なかなか自分たちのことなので言いづらいというのはあるので、ちょっと口を開かせてもらって、栃木市の議員報酬については全体の多分0.9前後だと思っております。ほかの市町村見ますと1.幾つと、1.2とか1.5あります。そういう面から考えると、私は報酬は少ないのではないかなという意見から、そういうもの持ちまして、その都度人事院勧告ということですが、やはり下げるときは下げていると、上げるときはそれなりにしていると。人事院勧告に倣ってということが多分基本でいいのかなというふうに思っている一人であります。そうしま

すと、何か自分たちのことと言いつらいのですけれども、認めてもいいのかなというような意見があります。

○委員長（福田裕司君） これ答弁は特に。答弁はよろしいですか。求めます。

○委員（天谷浩明君） 求めます。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 議員報酬等につきましてもやはり社会一般の情勢ですとか、あと多団体との均衡等もありますので、必要な改正はしていく必要があるものというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、ちょっと今思いついたのですけれども、この基準というものが何か大手、たしか上位何十社が多分この人事院勧告の、簡単に言いますよ、報酬がある程度、お給料というのですか、それが基準になっていると前聞きました。前回の説明では内務省かなんかの話をずっと聞いていたのですけれども、そこら辺の対応というのはやっぱり栃木市民に対すると非常に報酬が高額ではないかということがあります。それはなぜかということも多分所得の関係から見て、いつも思うのですけれども、例えば大都市と地方では所得の格差があり過ぎるのだというふうに思っているほうです。それを話し合うと、ずれてしまうかもしれませんが、そういうことでの平均を出しているというのに対して執行部の意見はどうなのかちょっとお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 人事院勧告につきましては、これは人事院並びに各都道府県の人事委員会等が協力をいたしまして事業所規模が50人以上の企業のほうの給与のほう等を調査いたしまして、そういったことから全国的な給与水準等、民間の給与水準等を図った上で改定のほう勧告が出るわけでございます。議員のほうの期末手当等については、国の特別職等の給与のほうを参考にし勧告のほうされるわけですけれども、こちらも結局そういった人事院勧告の指定職の方の支給率等に基づいて算定されているということもありまして、そういった全国的な、ある程度人数のいる事業所等を調査の対象として出した調査の結果でありますので、その内容についてはさまざまな事業所の規模があることは承知しておりますけれども、50人程度の事業所と比較することに関しては妥当なものではないかというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。  
ただいまから議案第147号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第147号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第148号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） ただいまご上程をいただきました議案第148号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は19ページから30ページまで、議案説明書は30ページから57ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書の30ページをごらんください。

提案理由であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります。第1条から第4条におきまして、地方公務員法の一部改正に伴う字句の整理及び国家公務員の給与改定に準じて勤勉手当等及び給料月額を引き上げるとともに、住居手当について所要の改正を行うものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきまして、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、次の32、33ページをごらんください。まず、改正条例第1条関係であります。期末手当に関する第17条の2、勤勉手当に関する第17条の4第1項及び休職者の給与に関する第18条につきましては、地方公務員法の改正により法第16条に定められている職員の欠格条項のうち、第1号成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴い、同号を引用している各規定について削除及び字句の整理等を行うものであります。

勤勉手当に関する第17条の4第2項の改正につきましては、勤勉手当の総額について再任用職員以外の職員にあっては本年12月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の97.5に、課長級以上で

ある特定幹部職員にあっては100分の117.5に改めるものであります。

次に、36、37ページをごらんください。このページから43ページまでは行政職給料表の改正であります。初任給を大卒程度で1,500円、高卒者で2,000円引き上げるとともに、おおむね30歳代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げの改正を行うものであります。

44ページから51ページ、こちらは消防職職員の給料表でございます。行政職給料表との均衡を基本に改定するものであります。

52ページ、53ページをごらんください。改正条例第2条関係であります。住居手当に関する第9条の3につきましては、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に、住居手当の支給額の上限を2万8,000円にそれぞれ引き上げるものであります。

次の勤勉手当に関する第17条の4第2項第1号の改正につきましては、来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等にするものでございます。

54ページ、55ページをごらんください。臨時職員の給与について定めておりました第18条の3につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い同職員の給与等については別に条例で定める旨の規定に改めるものでございます。

次に、改正条例第3条関係であります。第10条第2項の改正につきましては、特定任期付職員に対する本年12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の172.5に改めるものでございます。

また、別表第1の特定任期付職員給料表及び別表第2の任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員の改定に準じて給料月額を改めるものであります。

56ページ、57ページをごらんください。改正条例第4条関係であります。特定任期付職員の期末手当について来年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等にするものであります。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の19ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

20ページからは改正文であります。内容につきましては新旧対照表でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。28ページの附則からご説明をいたします。

第1条の施行期日等につきましては、この条例の施行期日は公布の日からとしますが、第2条、第4条及び、これから説明をいたします附則第3条の規定については令和2年4月1日から施行し、第1条及び第3条の規定による本年12月期の勤勉手当等の支給率の改正と給料月額の改正等は本年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

第2条の給与の内払いにつきましては、このたびの給与改正によりまして、本年4月1日にさかのぼって給与が引き上げとなりますが、既に支払い済みの給与があるため、その分は給与の内払いとみなすというものであります。

第3条の住居手当に関する経過措置につきましては、改正により手当額が2,000円を超える減額

となる職員について1年間の経過措置を講じるものであります。

第4条は規則への委任規定であります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほどのまず関連をお伺いします。

146号の任期付職員のが来年から導入なのですね。これはその前だったので。これも多分上昇の、上昇というのは失礼ですけれども、アップするのに対象になると。数字が変わるのではないかと思うのですが、その辺まずいかがなのでしょう。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 任期付職員につきましても給料表の改正に合わせて上がる形になります。

〔「さっき言ったように変わるわけ」と呼ぶ者あり〕

○職員課長（瀬下昌宏君） 先ほど申しあげました会計年度任用職員につきましても給料表に基づいて報酬のほう等定めておりますので、変わるようになります。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 先ほど数字が全体で2億9,000万円から一応3年間で3億9,000万円上がると。もうちょっと上がる、もうちょっとかどうかわかりませんが、それは上昇するということでまずご理解をさせてもらっていいわけですね。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） そのとおりであります。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、次に今度は職員のほうの話させてもらいます。、そうしますと、今までの改定になるわけですから、当然上昇率が見込めるかと思えます。そこらどのぐらいの、例えば1年度で、初年度このぐらい見込み、さっきみたいな数字がわかれば上昇、全体のことがわかればお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 今回の改正で、今年度の職員数等に基づく影響額でお答え申し上げますと、トータルで約3,500万円ほどの増額となると見込んでおります。給料の改定分で約900万円、あと賞与分で約2,600万円の増加が見込まれております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 別表ではないのですけれども、これ特別職とかあれがありますよね。そこら

辺もそういう考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 特別職の報酬のほうということでよろしい……

○委員（天谷浩明君） ごめん。特別職ではなくて、学校の教務というか医療関係だとか、この表にちょっと載っていたのですけれども、改正後の話ありましたね。そんなに数字は変わっていないのですけれども、そこら辺を含めてそこら辺は上昇率になるのですかということなのですが。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 学校医ですとか、学校歯科医ですとか、そういった方につきましては特別職の報酬条例のほうで報酬のほうが決まっておりますので、人事院勧告のほうの影響は受けられない形になります。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第148号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第148号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第155号 栃木市新市まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） ただいまご上程をいただきました議案第155号 栃木市新市まちづくり計画の変更についてご説明をさせていただきます。

議案書は47ページでございます。議案説明書は83ページでございます。初めに議案説明書83ページをごらんください。

提案理由といたしましては、市町村の合併の特例に係る法律に基づき策定いたしました新市まちづくり計画の計画期間が本年度で終了となりますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、合併市町村が計画に基づいて地方債を起す期間が5年間延長されたため、新市まちづくり計画の計画期間を延長することについて議会の議決を求めるものでございます。

別添の新市まちづくり計画書をごらんいただきたいと思います。今回の変更につきましては、先ほどの法律に該当しますのが平成21年に1市3町で合併した際に策定した新市まちづくり計画となりますことから、この計画を変更するというものであります。変更の概要についてご説明いたします。まず、表紙に令和元年12月栃木市の文言を加筆いたします。

次に、計画書の5ページであります。3、新市まちづくり計画策定の方針の(3)、計画の期間につきまして、「合併年度及びこれに続く10カ年度」を「合併年度及びこれに続く15カ年度」にし、括弧書き題の「平成21年度から平成31年」を「平成21年度から令和6年度」に修正をいたします。

次に、計画書の66ページから68ページをごらんください。こちらの第8章、財政計画について修正をしております。1、財政計画の作成方法、2、歳入・歳出の推計の考え方について現状に合わせて修正を行っております。また、3、財政計画（推計）につきましては、平成29年度までの数値につきましては各年度の決算額を、平成30年度、令和元年度の数値につきましては当初予算額を記入してございます。令和2年度以降の数値につきましては、今後想定される事業を踏まえて推計して記入をさせていただいております。なお、この数値につきましては、今回の災害対応の予算については反映してございません。これにつきましては、災害発生前に案を作成いたしまして、既に県、国と事前に協議を進めてまいったものでございまして、この計画の変更につきましてはあくまでも今後栃木市として財政的に有利な合併推進債を活用できるようにしておきたいということからの変更でございますことをご理解いただきたいと思います。

参照条文等については省略させていただきます。

以上、栃木市新市まちづくり計画の変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 懸念というか、疑問に思っていたところを説明をいただいております。水害関係のことで当然策定時に想定できるものでした。その中で有利に特例債を使うのというのが変更計画案の中で7本大規模な事業が挙がっております。そうすると、当然そこに変更の余地が出てくる、あるいは水害の復旧、復興事業で変わってくるというので、絵に描いた餅になってしまっただけで困るということで、新たな財政計画、例えばメニューがそろって、ある程度出て

きた。それを何らかの形で公表というか、そういった形にする必要というか、しなければならないのではないか。我々議員にとってもそういったものが議決要件になるかどうかわかりませんが、そういうようなものをアナウンスしなければならないと考えますが、そのところについてお伺いをいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

2つ申し上げます。まずはこの新市まちづくり計画につきましては、合併推進債を使えるように想定しておく、先ほどおっしゃった7つの事業についても想定した計画を立てておくということが今後推進債を細かく言えば使うか使わないかということもありますけれども、使えるようにしておきたいということの計画の議決をいただいて、国に急ぎ申請をして使えるようにしておくということです。今後さらにこの変更をするかどうかというのは現時点では考えておりません。まずはこの計画で使えるようにしておきたいということが1つございます。もう一つご質問の点、災害踏まえての点でございますが、今後市としての、この計画とは別の話になりますけれども、財政の見通しというものはもちろん検討しているところでございますが、それについてはいずれかの段階でこういう見直しを行う、こういうふうな財政見通しになるというような、この計画とまた別の話として明らかにしていかなければいけないというような認識は持っております。

○委員長（福田裕司君） 寺内課長いいですか。同じね。

どうぞ。

○委員（針谷正夫君） きょうただいまの時点では納得をいたしました。了解しました。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ダブるのかもしれませんが、答えが。簡単に言います。このまちづくり計画5年延ばしましたということで、まずメリットをちょっと明確にお願いします。それとデメリットがもしあるのであれば、ご説明ください。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） メリットについては、合併推進債の活用ができるということでございまして、できるだけ一財の負担を減らしていきたいと。他市でもそうでございますけれども、推進債の活用をしていきたいというのが最大のメリットでございます。もう本当にその点だけかなというふうに思っております。デメリットは、特に済みません、現時点でデメリットというのは特に想定はしておりません。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第155号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第155号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第6、議案第156号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務部副部長兼総務課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第156号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更につきましてご説明を申し上げます。

議案書は48、49ページ、議案説明書は84ページから87ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の84ページをごらんください。

提案理由であります。令和2年4月1日から小山市及び小山広域保健衛生組合が栃木県市町村総合事務組合規約第4条第4号に掲げる事務の共同処理に、また小山市が同条第5号に掲げる事務の共同処理に加入することに伴い、同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、変更の概要であります。参照条文のうち、85ページの中段に掲載しております栃木県市町村総合事務組合規約抜粋をごらんください。記載の第4条は組合の共同処理する事務を定めておりますが、ただいま提案理由で述べました第4条第4号に定める事務が地方公務員災害補償法第7章の規定による議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務でありまして、この事務の共同処理に小山市及び小山広域保健衛生組合が加わるというものでございます。また、同条第5号に定める事務が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定による非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務でありまして、この事務の共同処理に小山市が加わるというものでございます。

次に改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、86、87ページをごら

んください。左のページが現行、右のページが改正案となります。87ページの改正案をごらんください。別表第2の改正となりますが、第4条第4号に掲げる事務を共同処理する組織市町村等に太字で記載しております小山市と小山広域保健衛生組合を、第4条第5号に掲げる事務を共同処理する組織市町村等に小山市を加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の48ページをごらんください。議案であります。地方自治法第286条第1項の規定により栃木県市町村総合事務組合規約を49ページに掲載しております改正文のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものとするというものでございます。

49ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま議案説明書の新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、一番下の附則をごらんください。この規約は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することにいたします。

ただいまから議案第156号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第156号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第7、議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,743万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815億9,943万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

第2項、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページ、6ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は5項目ございます。1行目の広報とちぎ印刷及び2行目の広報とちぎ配送業務につきましては、来年度の広報とちぎの発行作業、配送作業等を迅速かつ円滑に進めるため、令和元年度中に印刷事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の食とスポーツによる地域活性化計画策定業務委託につきましては、現在策定を進めております次期まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図り、策定後速やかに地方創生事業に取り組むため、早急に当該計画を策定する必要が生じたため、債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の国土強靱化地域計画策定業務委託につきましては、今般のたび重なる災害を踏まえ、早急に地域強靱化に取り組むための計画を策定する必要が生じたため、債務負担行為を追加させていただくものであります。

下から3つ目でございます。仮眠用寝具借上げにつきましては、来年度の消防職員が使用する仮眠用寝具のレンタルを迅速かつ円滑に進めるため、令和元年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を追加させていただくものであります。

8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。市県民税特別徴収のしおり印刷につきましては、令和2年5月に配布するため、令和元年度中に入札事務等を行う必要がありますが、見積もり単価の修正が

生じ、債務負担行為を増額変更させていただくものであります。

9ページをごらんください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、道路新設改良事業から一番下の文化財保護施設整備事業まで合計9件について起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、27ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。27ページは歳入、次の28、29ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明させていただきます。

30ページ、31ページをお開きください。2段目の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額106万円の増額であります。説明欄の外国人受入環境整備交付金（整備）及びその下の外国人受入環境整備交付金（運営）につきましては、外国人住民のための一元的相談窓口の整備及び運営の費用を栃木市国際交流協会へ交付する外国人住民支援事業交付金の支出に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

32、33ページをお開きください。上段の5目4節社会教育費補助金は、補正額689万6,000円の減額であります。説明欄の伝統的建造物分基盤強化事業費補助金につきましては、伝統的建造物の修理等の補助対象経費の減額に伴い国庫補助金を減額補正するものであります。

次の文化財建造物等活用地域活性化事業補助金につきましては、伝建地区拠点施設整備事業費の増額に伴い国庫補助金を増額補正するものであります。

3段目の16款2項8目3節社会教育費補助金は、補正額400万円の減額であります。説明欄の文化財保存事業費補助金につきましては、伝統的建造物の修理等の補助対象経費の減額に伴い県の補助金を減額するものであります。

34ページ、35ページをお願いします。2段目の18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1億5,500万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、インターネット上のふるさと応援寄附申し込みサイトを増設したことや、新聞広告等で積極的にPRを実施したことなどにより増額補正するものであります。

4段目の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額9,063万1,000円の減額でありまして、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

36、37ページをお開きください。上段の21款5項4目2節雑入は、補正額295万円の増額であります。説明欄の3つ目の消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、岩舟町地内県道拡幅工事に伴い、障がいとなった構造物撤去工事に対する県からの物件補償費であります。

次に、下段の22款市債であります。1項5目1節道路橋りょう債は、補正額1億120万円の増額であります。説明欄の公共事業等道路新設改良事業につきましては、スマートインターチェンジ整

備事業費に対する国庫補助金の減額に伴い、国庫補助事業費の起債を減額するものであります。

次の旧合併特例事業債道路新設改良事業につきましては、市道1-33号線、交通安全施設整備事業費、栃木大宮町などに充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債道路新設改良事業につきましては、スマートインターチェンジ整備事業費に対する国庫補助金の減額に伴い地方単独事業の起債を増額するものが主なものであります。

次の地方道路等整備事業債橋りょう維持事業につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、2節河川債は、補正額560万円の増額であります。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債河川等整備事業につきましては、雨水浸水対策事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額6,770万円の増額であります。説明欄の公共事業等債土地区画整理事業につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業に対する国庫補助金の減額に伴い、国庫補助事業の起債を減額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債土地区画整理事業につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業に対する国庫補助金の減額に伴い、地方単独事業の起債を増額補正するものであります。

次に、緊急防災・減災事業債公園整備事業につきましては、栃木総合運動公園施設整備事業に充てる起債の増額により増額補正するものであります。

次に、4節住宅債は、補正額3,440万円の増額であります。説明欄の公営住宅建設事業債公営宅改修事業につきましては、市営住宅リフレッシュ事業に対する国庫補助金の減額に伴い起債を増額補正するものであります。

次に、7目3節社会教育債は、補正額1億3,730万円の減額であります。説明欄の一般事業債その他文教施設、文化財保護施設整備事業につきましては、(仮称)文化芸術館等整備事業に対する国庫補助金の増額に伴い、地方単独事業の起債を減額補正するものであります。

次の公共事業等債まちづくり文化財保護につきましては、(仮称)文化芸術館等整備事業に対する国庫補助金の増額に伴い国庫補助事業の起債を増額補正するものであります。

次の一般補助施設等設備事業伝建地区拠点施設整備事業につきましては、伝建地区拠点施設整備事業に充てる起債の増額により増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたします。

38、39ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額258万6,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、給料、職員手当等を補正するものであります。以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により給料等を補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の議員人件費につきましては、さきの人事院勧告に準じまして、本年12月分の議員期末手当の支給割合を0.05月分引き上げることに伴い、増額補正するものであります。

40ページ、41ページをお願いします。2款1項1目一般管理費は、補正額135万6,000円の増額であります。説明欄の外国人住民支援事業交付金につきましては、外国人住民のための一元的相談窓口を栃木市国際交流協会において整備運営するため、翻訳機等の備品購入費及び相談員の人件費としての交付金であります。

次に、2目文書広報費は、補正額220万円の増額であります。説明欄のコミュニティFM事業費につきましては、コミュニティFM放送局の三鴨中継局にある送信設備にふぐあいが発生し、早急に改修を実施する必要があることから、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は補正額2億3,573万8,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業につきましては、栃木市ふるさと応援寄附金の増額が見込まれることから、寄附者へのお礼品代、ふるさと納税ポータルサイトシステム使用料などを増額補正するものであります。

次に、出会い～住まいトータルサポート事業費につきましては、とちぎ結婚支援センター登録補助金の補助申請が当初よりも多く見込まれることから、13人分の登録補助金を増額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、栃木市ふるさと応援寄附金の増額が見込まれることから、ふるさと応援基金への積み立て額を増額補正するものであります。

次の国土強靱化地域計画策定業務委託費につきましては、今後発生が予想されるさまざまな災害に対して市民や地域、行政等が一体となって地域強靱化に取り組む際の基本方針となる国土強靱化地域計画の策定委託料であります。

次の食とスポーツによる地域活性化計画策定業務委託費につきましては、本市の地域資源である食、特にフルーツとスポーツの連携により地域の活性化を図っていく計画の策定委託料であります。

次の聖火リレー事業費につきましては、令和2年3月29日に本市を通過する東京2020オリンピック聖火リレーに関し交通規制や警備に必要となる資機材の手配、ゴール地点でのセレモニー実施に関する委託料が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、15目諸費は補正額2億3,202万2,000円の増額であります。説明欄の市税過誤納還付費（市民税課）につきましては、市県民税において過年度分の修正申告に基づき高額な還付金が発生したことなどにより増額補正するものであります。

44ページ、45ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は職員人件費の補正でありますので省略させていただき、2目賦課徴収費につきましてご説明します。補正額25万3,000円の増額であります。説明欄の市民税賦課事務費につきましては、申告受け付け相談を新たな会場2カ所で行うため、LAN回線の布設工事費であります。

続きまして、ページが飛びますが、78ページ、79ページをお開きください。9款1項3目消防施

設費は、補正額220万1,000円の増額であります。説明欄の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、土地所有者からの要望による防火水槽2件の撤去工事費及び岩舟町地内県道拡幅工事に伴い障がいとなった構造物撤去工事費であります。

続きまして、ページが飛びますが、86ページ、87ページをお願いします。所管関係部分は3段目、10款4項4目文化財保護費でありまして、補正額193万2,000円の減額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、伝建地区の案内や情報発信施設であるガイダンスセンター内の展示物の作成、設置工事費であります。

次の伝統的建造物群保存事業費につきましては、伝統的建造物の修理等の補助対象経費が減額になることから、伝統的建造物群保存事業費補助金を減額補正するものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）に係る所管関係部分について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

永田委員。

○委員（永田武志君） 41ページお願いします。外国人住民支援事業交付金、これ年々外国人増加している現状でございしますが、現在の対象人数というのはどのくらいおられるのでしょうか伺います。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 市内の外国人の方の人数を申し上げます。本年10月1日現在で約4,300の方がいらっしゃいます。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 4,300人。私も隣の委員長であります国際交流、福富委員とか福田委員とか、天谷委員長とか年間二、三回のイベント協力してやっておりますけれども、この外国人の方の主な相談事、悩み事というのはどのようなものがあるのか。上位から二、三ございましたら、お伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

外国人の方からのご相談で、済みません、必ずしも多い順ではないかもしれませんが、幾つか多そうな内容を申し上げます。まず、税金のご相談です。税金ですとか年金のご相談が多いようです。

それから、教育のご相談がございます。それと、情報提供、一般のご相談といえますか、そういったご要望もあるようです。特に多いのはその3つが多ございます。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

永田委員。

○委員（永田武志君） ありがとうございます。教育の相談、特にどのようなことが例として挙げられますか、お願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 申しわけございません。私のところで具体的の中身までは承知はしていないのですが、実際子供さんが学校に通うに当たっての恐らく義務教育に関するご相談が多いかなというふうには思いますが、申しわけありません、ちょっと具体的には把握はしておりません。

○委員長（福田裕司君） 永田委員。

○委員（永田武志君） これで外国人に対する校内のいじめとか、そういったような現状はどのようになっているのですか。もし。

○委員長（福田裕司君） 所管外ですね、それ。

○委員（永田武志君） はい。では、結構でございます。ありがとうございます。

○委員長（福田裕司君） ほか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 今の41ページの下のところ、真ん中あたりで食とスポーツによる地域活性化計画委託事業費というのがあるのですが、これは今年度の予算に入っていたのでしたっけ。初めてだったかしら。ちょっと確認させていただきます。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

今回初めて上程させていただく内容でございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） では、内容についてもう一度お伺いさせていただきますので、教えてください。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 計画の位置づけ、それから具体的にどういった中身を考えているのかということ、2つについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、計画の位置づけですが、現在次期栃木市版のまち・ひと・しごと総合戦略を策定しておりますが、国において策定方針が示されている中で、特に主要な取り組みの一つとして地域と地域を連携する取り組みということ、それからスポーツ、健康まちづくりの推進というようなことが主要

な取り組みの一つとして挙げられております。これを踏まえて、栃木市版のまち・ひと・しごと総合戦略の中で食とスポーツ、この内容については申し上げますが、これについて大きな方針を示して、具体的な取り組みをこの食とスポーツによる地域活性化計画で具体策を示していきたいというものでございます。実際にどのような計画を考えているのかということなのですが、一例を申し上げますと、前提として市内にはイチゴやブドウ、ナシ、フルーツですけれども、そのほかにもたくさんの方としての観光資源、地域資源があると思っております。それと同時に現在サッカースタジアムの建設ですとか、プロスポーツとの連携という動きが出てきておりまして、これをそれぞれの施策として単独でそれぞれ進めていくというところをうまくネットワーク化といいますか、連携を図るような取り組みかできないかと。そのよりどころとする計画が必要だということで急遽今回ご提案をさせていただいて、今年と来年にかけて策定していきたいというものなのですが、例えばサッカースタジアムだけを建設するというだけではなくて、隣接する、例えば三鴨山の食、花とかございますけれども、食のそういった三鴨山のエリア、さらには南側の遊水地、北に行きますと大平山の食、ブドウですとか、大平山の名物等々あるかと思うのですが、さらには市内全域の、例えばイチゴですとか、米等々の、そういったスポーツの振興というところと食というところをつなげるというような計画をつくっていききたいと思っております。そのつなげる方策の一つとしては例えば自転車等の活用というのも考えられるのかなと思っております。それぞれこれまでいろいろな事業展開考えてきたところではあります。やはりそのよりどころとなるような計画、基本構想をしっかりとこれにつくって、この計画に基づいて例えば市内全域、もしくはある一定のライン、道路とか、そういう部分の魅力的なまちづくりにつなげていきたいと、そのような計画を考えておりまして、それを急ぎにつくっていききたいというものでございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） スポーツというとサッカー場、これから計画もされているのですが、そこに来るお客様とか、そういった形も視野に入れながらこの栃木市全体のフルーツとスポーツとお客様を兼ねてという形で、そうすると今年と来年にかけて計画をつくっていくので、実際にスタートするのは再来年ぐらいですか。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 実際には今年と来年つくってまいりますが、同時に取り組みや計画ができた、構想ができたから次の段階ということではなく、進められるべきものは並行して進めていききたいと思っておりますし、もっともっと早くにつくるべきであったかなというふうな、いろいろな事業進んでおりますので、そういう中でやはり全体のよりどころとなるような、全体が各事業が連携していけるようなよりどころとなる計画を早く持つておきたい、もっと早くにつくるべきだったかなとも思っておりますが、取り組みは並行して進めていききたいと思っております。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 41ページ、国土強靱化計画なのですけれども、この前私も一般質問の中で上水道の水没が3カ所あったということの中で、水道関係の強靱化ということであわせていただいたのですけれども、栃木市に災害の強いまちづくりの中でその水道以外に強靱化の詳細というか、どんなものを強靱化をしていくのだからちょっとお答えを願いたいのですが。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 計画の策定で今回ご提案をさせていただいている国土強靱化計画につきましては、国の計画を踏まえて栃木市版をつくっていききたいというものでございまして、これからやっていくわけですが、具体的には大きな災害があった際に、致命的な障がいを受けない、致命的な被害を受けないようにするということがポイントでございまして、そういった中で先ほどご質問のようなライフラインの部分、水道というのは当然書き込まさせていただくことになるかなと思うのですけれども、もちろん公共施設、それからライフラインも含めた公共施設の耐震化等の話は必ず出てまいると思っております。それから、経済基盤みたいな話も当然出てくると思いますし、生活基盤の話も出てくると思っております。つくりといたしまして、最悪の想定、リスクシナリオという言い方をしているようではございますけれども、最悪の想定をして、その中でそれに対する栃木市の弱い部分がどういうところなのかということの評価した上で対応策、施策の優先順位ですとか、重要な施策は何かというところを位置づけていきたいというものでございまして、申しわけありません、具体的にはこれからのものですから、想定としますと、水道等のインフラについては必ず対象となるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 災害が27年、今年ということでありましたけれども、そこら辺のところの検証を踏まえながら今後の対策にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。要望です。

○委員長（福田裕司君） 要望でよろしいですね。

○副委員長（福富善明君） はい、要望です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ただいまの問題について質問させていただきます。

まず1点は、これからつくり始めるということで、河川等は主に県の管轄下にありまして、改良復興をしていただきたいという方向で進んでいるところもあるようではございますけれども、すると今回の復興には当然間に合わないというか、それとの絡みといいますか、河川の改修を来年秋口から始まるような話も伺っていますが、それへの生かし方とか、あるいは関係ないということはないのですが、

その辺の関係といたしますか、それについてお尋ねいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） この計画自体は数年来、国からも地方自治体でもつくるべきというようなところで示されてきたところであります。栃木市としても実際の効果の部分で少し検討して時間がかかってきた部分はございます。ただ、今回の災害ということも踏まえて急ぎ策定をするということになったわけですが、現時点では国から聞いておりますのは、いろいろな事業採択ですとか、国庫補助事業の関係の採択する際に優先的にその計画を策定しているということが、栃木市がそういった事業に選ばれる際に一応優先的に配慮はすると。さらに、こういった計画があるということが先々要件化されるというような、されてはいいませんが、事業によっては要件化されるということも想定されるという情報が出ておまして、正直言いますと、その辺も踏まえて急ぎ策定するということになったわけですが、現時点でこの事業をつくったから委員おっしゃるような何かの事業に直接結びつくというふうなところは今のところは想定はしておりません。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 県のある程度のモデルみたいなものがあるのかと思いますが、県内で他の市、町で策定済みのところはありますかお伺いをいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） 現在栃木県、それから宇都宮市、日光市、小山市で策定済みでございます。幾つかの自治体で現在策定中ということをお聞きしております。策定中は先ほどの県と宇都宮市と日光市と小山市が既に策定しているということを聞いています。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと関連です。県の今の強靱化計画を見ているのですが、基本的に今のとちぎ元気発信プランだとかいろんなところと連携をするのだというようなことをちょっと棒読みですが、書いてあるのです。多分これは東北震災、大震災のほうの絡みから来ていて、今回の震災は当然入っていないというような判断はします。それに加えて、要は問題はそこ。今の栃木市の状況を当然その強靱化計画には盛り込むと思いますけれども、やっぱりそのデータとか、そういうものをしっかりしなければいけないのではないかと、というふうに思います。

もう一つ言いたいのは、最終的に何か民間の活力の投資も見込むのだみたいな、図りますなんて書いてあるのです、県のほうは。こころ辺がどうなのか。要は変な話、言い方変えれば資金不足にもなるのだらうということでそういう民間の資金も促進を図りますなんて書いてあるのです。それを総じて、栃木市の今つくろうとしているのはこころ辺も加味してつくろうしているのかちょっと意見をお伺いします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（増山昌章君） ほぼ、各自治体でつくるものがそれほど違いがあるというふうには思っておりませんので、基本目標が4つ国の目標が示されております。ほかの自治体も、実は先ほどお答えした自治体のも見ておりますが、恐らく4つ、ちょっとわかりにくいのですけれども、申し上げますと、まず基本目標としては第1に人命の保護です。人命の保護は最大限図られるということが目標の第1です。第2に、社会の重要な機能が致命的な障がいを受けないと。もう災害は受けるという前提でございます。ある程度の被害を受けた場合でも致命的な障がいを受けない、維持できるということ。3つ目は国民の財産、市民の財産、公共施設の被害を最小化するということ。4つ目は迅速な災害復旧というところでございます、こういった目標に向けて栃木市の弱い点はどういうところなのかというようなところを検証しつつ事業の取り組みの優先順位、それから特に進めていかなければならない事業は何かということを位置づけていくということになります、ご質問の2つ目で、市がこれからつくります栃木市版の強靱化計画において民間企業ですとか、民間の動きをどう書き込むかというところは、正直言いますとまだ想定はしておりませんが、他市の例を申し上げますと、やはり都市空間ですとか、経済基盤の強化というところでは企業の立地、都市の構造というのは行政が担う部分であると思っておりますけれども、企業の立地や、あとエネルギーの供給の部分というのは、やはりどうしても民間によるところがございますので、その辺も恐らく書き込むべきかなというふうには考えております。不十分かと思っておりますけれども、現時点ではそのようなところでは。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 37ページをお願いしたいと思います。この中で公共事業等債ということで、国の補助がなくなったので、地方債を発行するというふうにとりましたが、まずはそれでよろしいのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 国庫補助の収入が減ることから、公共事業等債というのは国庫補助事業の裏部分に起債をするものでして、それが減ることになります。例えば国庫補助事業が2億円の整備事業で、そのうちの2分の1は国庫補助金が来ますというので、1億円の歳入があります。その1億円の裏が、やっぱり2億円からその補助金の1億円減ると残り1億円は市が持ち出すわけですが、その持ち出す1億円に対して例えば90%とか75%を地方債がかけられます。それがこの公共事業等債というものでして、補助金が減ると補助対象額も減ってしまいますので、その裏部分も減ってしまうということで公共事業等債の借りられる分が減ってしまうということから減額するものであります。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 再質問します。

そうしますと、認定されるだろうと思っていたものがなくなったという話ではないのですか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 物件そのものを、私が申し上げたのはスマートインターチェンジなのですけれども、スマートインターチェンジそのものが国庫補助事業から外されたわけではなくて、このぐらい来るかなというふうに申請していたものが、国から認められた補助金額が少なくなったということから、減額になったというところであります。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、その下の段の新大平下駅前の区画整理事業についても同じような考え方なのでしょうか。規模が縮小したとか、そういうことで国庫補助が外されたという、外されたという言い方おかしいのかな。これも今と同じ理屈なのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 済みません、内容的には私も何かがやめたからというわけではないのだらうなと思っております、これは新大平下の土地区画整理事業の起債であります。公共事業等債土地区画整理事業マイナス3,220万円というものですけれども、こちらについてもやはり国庫補助事業で申請した金額よりも内示があった金額が少なくなったということに伴って公共事業等債が減額になる。しかしながら、その下の地方道路等整備事業債土地区画整理事業というふうに書いてございますが、その部分で今度は単独部分のほうが、やる事業はこれだけやりたいということで予算化しておりますので、そのうちの補助事業がちっちゃくなったので、単独部分が今度は膨らんだと。今度は単独部分については起債を借りられることになりましたので、増額補正するという、そんな関係になっております。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、結果的に、市債の欄に上がっているわけですので、歳入が増えていくということになる。その原因は最初の見積もりが甘くてそういうことに、過大な期待を描いているとか、そういうことではないのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） こちらの歳出のほうになりますけれども、75ページをもしごらんいただければかと思えます。74ページ、75ページにつきましては土木の都市計画費という部分でございます、2目に土地区画整理費ということが書いてございます。説明欄で新大平下駅前土地区画整理事業費ということでマイナス400万円ということで、歳出については若干の減額補正をしているということです。しかしながら、歳入におきまして国庫補助金の減額と、それに伴う地方債の減少、また単独事業の起債の上昇ということでございますので、やる事業は大体予定どおりだったと。しかし、国庫補助が申請どおり来なかった、そのため単独部分が増えたと、なので単独部分の起債が増えたという、そんな関係になっていると思えます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） では、もう一点お聞きします。そうすると、最初のときに、例えばこれを減額しないで済むような国への事業申請というか、でもそれだと事業が成り立たないと、こういうこと、成り立たないというか、こちらの望むものができ上がらないと。それなので、必要最小限の大きさは国の支援を当てにした額だというようなことで、場合によってはこういうふうになるかもしれないなということは想定内にあったとか、そういうふうなことなのですか。丸々国のほうで出してくれるのではないかだったとすれば、非常に大きな金額で、文化財のほうでも何か1つあったみたいなことなのですが、そこのところをちょっとわかりやすく説明をしていただければと思います。

○委員長（福田裕司君） 寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） 恐らくこの事業につきましては、市街地整備課が国のほうにこういう計画でということ申請をしているはずでございます。国に対して補助金を下さい、社会資本整備総合交付金を下さいということ申請をしていると。その中でやはり国においてもいろいろな要求、全体から来るとこんなに来ているというところから、栃木市についてはここまでねということ当初予算からは減額になっているのではないかと。一生懸命多分国庫補助に対してこれだけ必要なのですよと、ここまでやらせてくださいというふうに訴えているとは思いますが、実際のところはこういう内示があったということで補正をしていただいたのだと思っております。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第140号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第140号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

（午前11時37分）